

藤枝市特定事業主行動計画（第3期計画：令和2年度）

～仕事と育児の両立支援プログラム～

令和2年4月1日

1 趣旨

近年、少子化が急速に進展する中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育てられる環境の整備は、社会全体で取り組まなければなりません。

藤枝市役所においても一つの事業主としての立場から、すべての職員が、性別や子どもの有無に関わらず少子化を身近な問題として捉え、その理解と協力の下、職場全体で仕事と子育てを両立させやすい職場環境の整備を進める必要があります。そこで本計画を策定し、組織全体として、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう積極的にその取り組みを推進していくものです。

2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成36年度（令和6年度）までの時限法で、一定区間を区切って計画を実施することが望ましいとされています。第3期計画が平成27年度から平成31年度（令和元年度）までであり、次期計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく行動計画（令和3年度第2期開始）と一体で管理するため、第3期計画の計画期間を1年延長し、令和2年度までとします。

3 具体的な取組

取組の内容は、藤枝市特定事業主行動計画～仕事と育児の両立支援プログラム～（第3期計画）に基づき実施します。

数値目標のある取組については、次のとおり目標を設定し、その達成に向け取り組みます。

数値目標の項目	平成26年度 目標数値	平成26年 実績	平成30年 実績	令和2年度 数値目標
1 配偶者の出産休暇(※)	50%	64% (9人)	83.3% (5人)	50%
2 男性の育児参加休暇(※)	50%	22% (2人)	33.3% (2人)	50%
3 男性職員の育児休業等の取得率	55%	0%	16.6%	55%
4 女性職員の育児休業等の取得率	100%	100%	100%	100%
5 1人当たり年平均超過勤務(※)	69時間	104.5時間 (25年度)	159.6時間 (29年度)	144時間
6 職員一人当たり休暇取得実績(※)	10日	8.5日	6.9日	10日
7 子どもの看護のための特別休暇制度(年5日間)の取得人数及び日数	—	29人・85.9日	43人・130.1日	—

※は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の数値目標と同じ。